

市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）

【概要版】

計画策定の趣旨

- 市川市では、平成 14 年 3 月、「資源循環型都市いちかわ」を目指すべき将来像として掲げた市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン 21）を策定し、その後、平成 21 年 9 月、「環境保全」や「協働」の視点に加えて、ごみ処理の「経済性」や「安定性」の視点も重視して計画を改定し、クリーンセンターの延命化や収集運搬体制の見直しにも取り組んできました。
- この約 10 年間の取り組みの結果、ごみ減量と資源化やごみ処理総費用の抑制に一定の成果を挙げることができましたが、施策の実施状況や数値目標の達成状況に関して進捗が遅れているものもあるのが現状です。
- 現在のクリーンセンターは、10 年後には稼働開始から 30 年を経過するため、施設の更新に向けた具体的な準備を進めることが必要となっています。
- 本市では増加を続けていた人口が減少へと転じる傾向が見られ、今後は少子高齢化の進展による社会保障関係経費の増加等により財政状況もさらに厳しさを増していくものと考えられます。
- 国においては、平成 25 年 5 月に第三次循環型社会形成推進基本計画が策定され、廃棄物の量に着目した施策に加えて、循環の質にも着目した取り組みの強化が新たな政策の柱とされたところです。
- このような状況のなか、前回の計画改定から概ね 5 年が経過したことから、施策の実施状況や数値目標の達成状況、廃棄物行政を取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえて、計画の見直しを行うものです。

計画の位置づけ

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき、長期的・総合的視点に立って計画的な廃棄物（ごみ）処理の推進を図るための基本的な方針を定めるものです。

計画期間

- 平成 27 年度から平成 36 年度まで（10 年間）

ごみ処理の現状

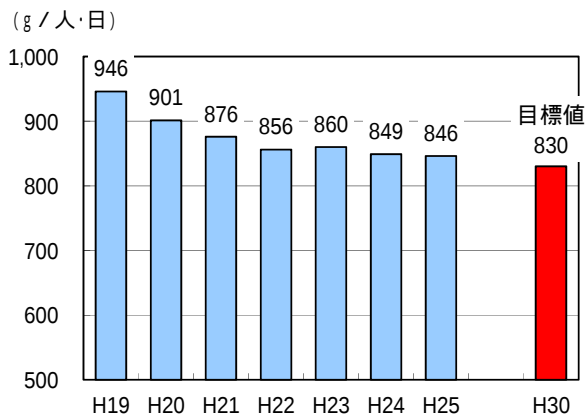
■総排出量

約 14 万 5 千 t（平成 25 年度実績）

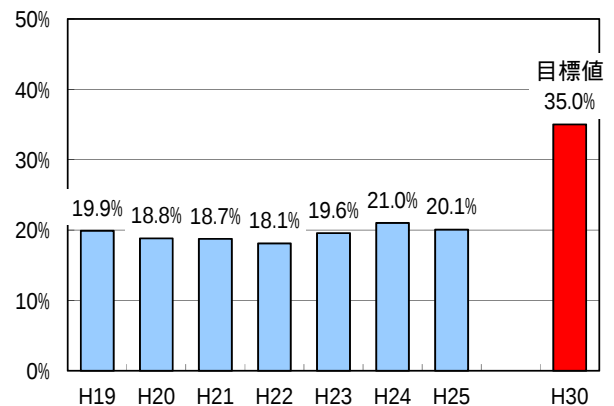
■数値目標の進捗状況

	平成 19 年度 実 績	平成 25 年度 実 績	平成 30 年度 目 標
① 1 人 1 日あたり排出量	946 g / 人・日	846 g / 人・日	830 g / 人・日以下
② 資源化率	19.9%	20.1%	35%以上
③ 焼却処理量削減率	基準年 (128,409 t)	8.3%削減 (117,701 t)	20%以上削減 (102,727 t 以下)
④ 最終処分量削減率	基準年 (18,511 t)	34.1%削減 (12,199 t)	40%以上削減 (11,106 t 以下)

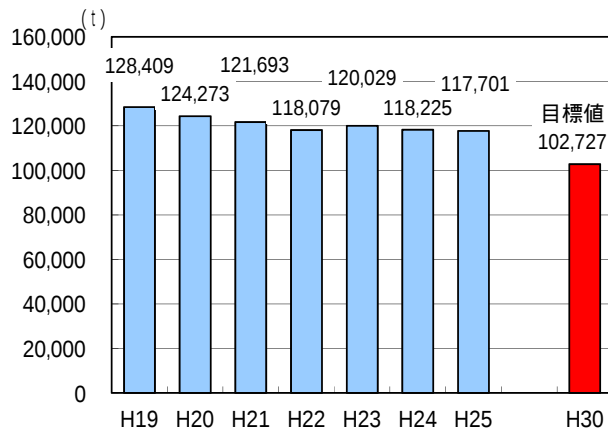
① 1 人 1 日あたり排出量



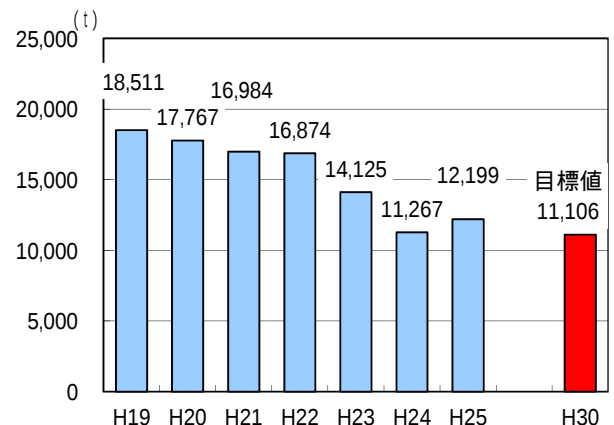
② 資源化率



③ 焼却処理量



④ 最終処分量



■家庭ごみの組成

「燃やすごみ」の重量の約4分の3を「生ごみ」と「紙ごみ」が占める。

■ごみ処理費用

約 58 億 4 千万円、市民 1 人あたり 12,432 円（平成 25 年度実績）

ごみ処理の課題

■ごみの最終処分他市依存

- ・市川市には自前の最終処分場が無く、ごみの焼却灰などの残さの処分を市外の民間処分場に依存しています。また、全国的に最終処分場の新設は困難な状況にあり、既存の最終処分場の残余容量も減少しています。
- ・そのため、市川市は継続的なごみ減量努力が強く求められる立場にあり、最終処分量を大幅に削減していく必要があります。

■クリーンセンターの老朽化

- ・市川市クリーンセンターは、延命化事業の実施により平成 35 年度までの稼働を予定していますが、平成 6 年 4 月の稼働開始から 20 年が経過したことから、建て替えに向けた準備を進めることが必要な時期にきています。
- ・今後も安定したごみ処理体制を確保していくため、将来的なごみ処理施設の整備・運営のあり方を具体化していく必要があります。

■分別排出の徹底

- ・市川市では家庭ごみの 12 分別収集の導入により燃やすごみの削減を進めてきましたが、近年は燃やすごみの量が横ばい傾向となっており、また、燃やすごみの中に資源化が可能なものが未だに多量に混入しており、12 分別のマンネリ化も指摘されています。
- ・今後ともごみの発生・排出抑制と分別の徹底を通じて、燃やすごみを継続して削減していく必要があります。

■ルール違反ごみへの対応

- ・一部に家庭ごみの排出ルール（排出日時、分別排出、指定ごみ袋の使用など）が遵守されていない状況があり、また、事業系ごみについても、家庭ごみ集積所への排出などのルールの違反が見受けられます。
- ・今後は排出ルールの徹底を図るとともに、公平性の確保に留意し、排出者に対して適切な役割と責任の分担を求めていく必要があります。

■ごみ処理に伴う環境負荷の低減とごみ処理総費用の抑制

- ・ごみ処理においては、収集運搬から再資源化、最終処分の各段階において様々な環境への負荷が発生しており、温室効果ガス等の環境負荷を低減していく必要があります。
- ・また、今後ともごみの減量・資源化と適正処理には多額の費用が必要となりますが、経済的なごみ処理を進め、ごみ処理総費用を抑制していくことも求められています。
- ・そのため、ごみ処理量の削減に加えて、ごみ処理事業の効率化を図る必要があります。

■市民への情報周知

- ・市川市は人口の転出入が多く、市区町村によって異なるごみの排出方法を、転入者に確実に周知していくことが重要です。
- ・また、自治会への未加入世帯や新聞を定期購読していない世帯に対しては、自治会内での回覧や広報いちかわの発行など、従来の手法だけでは市民に情報が行き届きにくい状況にもなっており、毎日の市民生活に関わる「ごみ」に関する情報を、市民に確実に周知していくことが課題です。

目指すべき将来像

資源循環型都市いちかわ

市の基本構想の理念に基づき、「資源循環型都市いちかわ」の実現に向けて、持続可能な循環型社会づくりに貢献する環境への負荷の少ない廃棄物処理を市民や事業者との協働により推進していきます。

基本方針

■基本方針1 ライフスタイルの変革によるごみの発生・排出抑制

可能な限りごみが出ない環境の定着に向けて、ごみの少ないライフスタイルや事業活動への変革を促進し、ごみの発生・排出を抑制します。

■基本方針2 分別の徹底によるごみ焼却量の削減と高度な資源化の推進

精度の高い徹底した分別を通じて、ごみ焼却量の削減と高度な資源化を推進します。

■基本方針3 環境負荷の少ない効率的で安定したごみ処理体制の構築

持続可能な社会づくりに貢献する、環境への負荷の少ない効率的で安定したごみ処理体制の構築を目指します。

■基本方針4 市民・事業者・行政の適切な役割分担と協働による推進

市民・事業者・行政が適切に役割を分担し、協働して「資源循環型都市いちかわ」をつくり上げていきます。

数値目標

ごみ量の将来推計及び新たなごみ減量・資源化施策の実施により見込まれる効果などを踏まえて、次のとおり設定します。

項 目	目 標	(参考) 平成 25 年度実績
① 1人1日あたり排出量	760g／人・日以下	846g／人・日
② 資源化率	27%以上	20.1%
③ 焼却処理量 ※	96,000 トン以下	118,215 トン
④ 最終処分量	7,200 トン以下	12,199 トン

※ クリーンセンターでの焼却処理量（し尿処理施設から搬入した脱水汚泥の焼却量を含む）

目標を達成するための施策

< 重点的に取り組む事項 >

(1) 分別の徹底に向けた広報・啓発の強化

燃やすごみに含まれる資源化可能なプラスチック製容器包装類、紙類及び布類の分別排出を促進するため、分別の徹底に向けた広報・啓発を強化します。

- 市民の意見を反映した分かりやすい広報の充実
- 地域における顔の見える啓発活動
- 転入者への分別方法の周知

(2) 生ごみの減量

家庭から出る燃やすごみの組成の約4割を占める生ごみを削減するため、家庭でできる生ごみの減量対策を進めます。

- 食品ロスの削減 ※食品ロス：食べ残し、賞味期限切れ等による廃棄、可食部分の過剰除去
- 生ごみの水切りの促進
- 生ごみの堆肥化・減容化の推進

(3) リユースの促進

リサイクルよりも取り組みの優先順位の高いリユースの促進を図ります。

- リユース文化の普及・啓発
- リユースショップ等の活用促進
- リサイクルプラザの見直し

(4) 経済的手法の活用

ごみ処理に対する意識改革を図り、ごみの減量と分別を促進するとともに、ごみの排出量に応じた負担の公平性を高めていくため、家庭ごみ有料化制度の導入を進めます。

- 家庭ごみ有料化制度の導入の推進

(5) 事業系ごみの減量・資源化対策

ごみ減量・資源化に関する排出事業者責任の徹底を図るため、事業系ごみの減量・資源化対策を進めます。

- 排出事業者に対する広報・啓発・指導の強化
- 小規模事業所における分別・資源化の誘導・支援

(6) 不適正排出・不法投棄対策の強化

ごみ減量・資源化及び適正処理を協働で進めていくための前提となる、排出者の役割・責任の徹底を図るため、基本的な排出ルールに違反したごみへの対策を強化します。

- 未然防止対策の強化
- ルール違反ごみへの対応の厳格化
- 不法投棄の防止

(7) 家庭ごみの分別収集体制の見直し

ごみ収集の効率性の確保等を図るため、家庭ごみの分別収集体制の見直しを進めます。

- ごみ収集回数等の見直し

(8) クリーンセンターの建て替え計画の具体化

将来に向けて安定したごみ処理体制を確保するため、稼動開始から20年を経過したクリーンセンターの建て替え計画の具体化を進めます。

- クリーンセンターの建て替え計画の具体化